

契約の適正な執行に関する行政評価・監視 ＜勧告に伴う各府省の改善措置状況(2回目のフォローアップ)＞

【ポイント】

○ 行政評価・監視の実施及び勧告

総務省は、政府を挙げた随意契約の適正化を推進するための取組の一環として、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を実施し、平成20年12月16日に全府省に対し、契約の適正化に向け更に厳正な取組を進めるよう勧告

○ フォローアップ

上記勧告に対する各府省の改善措置状況についてフォローアップした結果、指摘事例はおおむね改善済み

- ◇ 随意契約等とする理由を再点検し、一般競争契約等の競争性の高い契約方式への移行を推進
- ◇ 応募（応札）条件等や企画書等の採点基準を見直し、競争性・公平性を確保
- ◇ 契約を監視する第三者機関の審議概要等をインターネットにより遅滞なく公表することを徹底
- ◇ 所管の特殊法人に対し、随意契約見直し計画の再点検及び契約情報の適切な公表の励行を指示・要請

1 競争性の高い契約方式への移行の推進

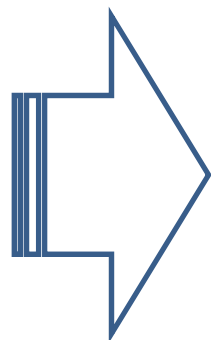
調査結果及び勧告

抽出調査した平成19年度の契約9,328件のうち、719件（注）は競争性の高い契約方式に移行する余地あり

（注）719件のうち295件は、平成19年度限り等今後継続して契約する予定のない契約のため、22年6月時点で競争性の高い契約方式に移行する余地があると言えるものは424件

① 随意契約等としている案件については、その理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること（15府省）

② 指名競争契約を行う場合は、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること（5府省）



改善措置状況

424件のうち374件が、競争性の高い契約方式に移行

① 随意契約等とする理由を再点検し、一般競争契約等の競争性の高い契約方式へ移行。点検結果についてはホームページで公表
審査委員会等において契約方式の事前審査を実施

【平成21年6月時点】

☆ 事例数 330件（*）
・改善済み186件
・改善予定 63件
・検討中 81件

【平成22年6月時点】

☆ 事例数 315件（*）
・前回改善186件
・今回改善 81件
・改善予定 47件
・検討中 1件

* 「事例数」は、平成19年度限り等今後継続して契約する予定のないものを除いた件数。以下同じ。

② 指名競争契約とする理由を十分検討し、合理的な理由があるときに限り行うよう徹底

【平成21年6月時点】

☆ 事例数 113件
・改善済み 61件
・改善予定 39件
・検討中 13件

【平成22年6月時点】

☆ 事例数 109件
・前回改善 61件
・今回改善 46件
・改善予定 2件

2 応募(応札)条件等の見直し

調査結果及び勧告

抽出調査した平成19年度の契約10,730件のうち、1,027件(注)は応募(応札)条件等を緩和する余地あり

(注) 1,027件のうち483件は、平成19年度限り等今後継続して契約する予定のない契約のため、22年6月時点で応募(応札)条件等を緩和する余地があると言えるものは544件

- ① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにすること(2府省)
- ② 応募(応札)条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとする(11府省)
- ③ 企画書等の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適正なものとする(7府省)

改善措置状況

544件のうち524件が、応募(応札)条件等を見直し

- ① 公募する際の公示書等に契約予定事業者名を記載しないことを決定

【平成21年6月時点】

☆ 事例数 134件
・改善済み115件
・改善予定 19件

【平成22年6月時点】

☆ 事例数 121件
・前回改善115件
・今回改善 6件

- ② 新規参入事業者を不当に制限しないよう入札参加資格を見直し
不当に競争参加者を制限する応募資格を設定しないよう周知徹底

【平成21年6月時点】

☆ 事例数 414件
・改善済み299件
・改善予定 77件
・検討中 38件

【平成22年6月時点】

☆ 事例数 391件
・前回改善299件
・今回改善 72件
・改善予定 20件

- ③ 公平性・透明性を確保するよう企画書等の採点(評価)基準を見直し

【平成21年6月時点】

☆ 事例数 35件
・改善済み 24件
・改善予定 7件
・検討中 4件

【平成22年6月時点】

☆ 事例数 32件
・前回改善 24件
・今回改善 8件

3 第三者機関による厳正かつ効果的な契約の監視の推進

調査結果及び勧告

87機関を抽出調査したところ、次のような例あり

- ① 契約実績のある所管公益法人の役員が委員となっているなど中立性・公正性の観点から疑問のある例
- ② 審議案件の抽出を事務局（行政機関）が行っている例
- ③ 1者応札の契約案件が全く審議されていない例
- ④ 審議概要の公表（ホームページ）が、相当期間（約6か月）経過後となっている例や契約に係る具体的な審議内容が記載されていない例

① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること（1府省）

② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底すること（1府省）

③ 1者応募（応札）契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること（1府省）

④ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつわかりやすい内容とすること（4府省）

改善措置状況

- ① 第三者機関の委員に契約の相手方の役員等を選任しないよう周知。また、身分に変更があった場合は、変更履歴書を提出
* 指摘のあった事例は、委員が辞任
- ② 審議案件は委員が直接抽出することを徹底
- ③ 1者応札契約等の重点監視案件に係る情報を第三者機関の委員へ提供

【平成21年6月時点】
・国土交通省において
上記措置を実施

- ④ 第三者機関の審議概要や資料をインターネットにより遅滞なく公表することを徹底
また、明確かつ分かりやすくするため、審議概要を様式化

【平成21年6月時点】
☆22機関中15機関で改善済み

- ・内閣府（1機関）
- ・公正取引委員会（1機関）
- ・農林水産省（13機関中9機関）
- ・国土交通省（7機関中4機関）

【平成22年6月時点】
・22機関すべてにおいて改善済み

4 特殊法人における契約の適正化の推進

調査結果及び勧告

- ① 8 特殊法人が策定した随意契約見直し計画において、競争性のない随意契約によることがやむを得ないとしている 2,190 件の中には、競争性のある契約方式への移行を更に推進すべきもの（注）あり

（注）競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき主な契約は62件（平成22年6月時点）

- ② 5 特殊法人において契約に係る情報の公表範囲や公表事項が国の基準を下回っている例や公表事項の一部がホームページで公表されていない例あり

関係府省は、所管の特殊法人に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させること

改善措置状況

関係府省

所管特殊法人に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表を促進するよう指示・要請



特殊法人

- ① 8 特殊法人において随意契約見直し計画を再点検し、競争性の高い契約方式への移行を推進

62件のうち41件が、競争性の高い契約方式に移行

【平成21年6月時点】

- ☆ 事例数 66件
- ・改善済み 26件
- ・改善予定 17件
- ・検討中 23件

【平成22年6月時点】

- ☆ 事例数 62件
- ・前回改善 26件
- ・今回改善 15件
- ・改善予定 10件
- ・検討中 11件

- ② 5 特殊法人において契約に係る情報の公表基準を国の基準に合わせて改定

【平成21年6月時点】

- ・29事例すべて改善済み

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務・経済産業等担当評価監視官室

評価監視官 : 橋本 裕治

上席評価監視調査官 : 坂梨 良久

電話(直通) 03-5253-5435

FAX 03-5253-5436

電子メール kans2024@soumu.go.jp

※ 本資料は、総務省ホームページにも掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansin/ketsuka.html